

静岡県選挙管理委員会告示第67号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、第49回衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

令和3年10月15日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

	基幹放送事業者名	放 送 回 数		
		届 出 候 補 者 数		
		1～2人	3～5人	6～8人
テレビジョン放送	静岡放送株式会社	1	1	2
	株式会社テレビ静岡	0	1	2
ラジオ放送	静岡放送株式会社	1	1	2